

令和 8 年度新人看護職員多施設合同研修会 開催要領

「保健師助産師看護師法」「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、平成 22 年 4 月から「新たに従事する看護職員の臨床研修等が努力義務化」となりました。これを受けて佐賀県委託事業として、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施し、看護の質向上、医療安全の確保、及び早期離職防止を図ることを目的に開催します。

理念

会員及び施設の新人職員研修を支えるために以下のような理念を掲げる。

- ①患者の生命、人格及び人権を尊重することを基本とし、看護が人間の生命に深く関わる職業として、生涯にわたって研鑽していけるよう支援する。
- ②新人看護職員を支援し周りの職員が共に支え、皆で育てるという組織文化の醸成につなげる。

基本方針

- ①医療における安全の確保及び質の高い安心安全な看護の提供ができることを目指す。
- ②医療チームの中で複数の患者を受け持ち、多重課題を抱えながらも看護を安全に提供することができるよう臨床実践能力を強化する。
- ③新人看護職員研修で習得したことを基盤に、生涯にわたって自己研鑽できることを目指す。
- ④医療状況の変化や看護に対する患者・家族のニーズに柔軟に対応し、常に見直し発展させることを目指す。

研修の実際

I. 看護職員として必要な基本姿勢と態度について

- ①看護職員としての自覚と責任ある行動
- ②患者の理解と患者・家族との良好な人間関係の確立
- ③組織における役割・心構えの理解と適切な行動
- ④生涯にわたる主体的な自己学習の継続

II. 知識及び技術的側面について

- ①環境調整援助
- ②食事援助
- ③排泄援助
- ④活動・休息援助
- ⑤清潔・衣の援助
- ⑥呼吸・循環を整える援助
- ⑦褥瘡・創傷管理
- ⑧与薬
- ⑨救急救命処置
- ⑩苦痛の緩和・安楽確保
- ⑪感染管理
- ⑫医療安全管理
- ⑬看護者のメンタルヘルスケア

主 催 佐賀県
(公益社団法人佐賀県看護協会が県の委託を受けて実施)

日 時 令和8年5月12日(火)・13日(水)・20日(水)・21日(木)・27日(水)
6月1日(月)・10日(水)、10月6日(火)
令和9年2月4日(木)
9:30~16:30 合計9日間(48時間)
(全日程参加が望ましいが、分散参加も可)

会 場 佐賀県看護協会 看護センター

対 象 会員・非会員の新人看護職員 80名程度
(申込み多数の場合は、集中参加者を優先)
※新人看護職員
①免許取得後初めての保健師・助産師・看護師・准看護師として従事する者
②過去に新人看護職員多施設合同研修の受講経験がない者

内 容 カリキュラム・プログラム参照

参 加 費 無料

申込方法 郵送またはFAX

申込締切 令和8年4月30日(木) 17時

連 絡 先 公益社団法人佐賀県看護協会
849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1
TEL 0952-68-3058 FAX 0952-68-3603
担当 古賀